② 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
⑥ 上記により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
⑶ 平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」又は「物品の製造」のA、B又はCの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷ 当該業務又は類似の業務を相当量完了した実績を有している者であること。
⑸ 当該業務を確実に実施できると証明した者であること。
⑹ 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
⑺ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
⑻ その他、入札説明書に定める資格を有する者であること。

3 入札書の提出場所等
⑴ 入札説明書の配布場所及び問い合わせ先
① 直接受領する場合 〒168―8505 東京都杉並区高井戸西３－５－24 日本年金機構本部調達部契約グループ 徳永 譲 電話03―5344―1100
② 電子メールで受領する場合 日本年金機構本部調達部契約グループ E-mail：kikou-tyoutatu@nenkin.go.jp
※上記アドレスに「調達件名、会社名、電話番号、担当者名」を送信して下さい。
⑵ 入札説明書の交付方法 本公告の日より上記３⑴の交付場所又は電子メールにて交付する。
⑶ 業務説明会の日時及び場所 平成27年２月16日午後１時00分 東京都杉並区高井戸西３－５－24 日本年金機構本部ビル４階 第３会議室
※上記３⑴にて入札説明書及び仕様書を受領し持参のうえ参加すること。
※業務説明会への参加を希望する場合は、２月13日午後５時00分までに参加申込をすること。
申込先 日本年金機構本部国民年金部収納企画指導グループ
電 話 03―5344―1100 内線3323
⑷ 入札期限及び場所 平成27年４月２日午前11時00分まで 東京都杉並区高井戸西３－５－24 日本年金機構本部調達部契約グループ
⑸ 開札の日時及び場所 平成27年４月３日午後２時00分 東京都杉並区高井戸西３－５－24 日本年金機構本部ビル１階 入札室

4 その他
⑴ 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
⑵ 入札保証金及び契約保証金 免除
⑶ 入札者に要求される事項 この一般競争に参加する者は、平成27年３月16日午前11時までに個人情報保護にかかる事前審査用提出書類等を提出し、競争参加資格に関する証明書等を平成27年４月２日午前11時までに提出しなければならない。入札者の競争参加資格に関する証明書等は日本年金機構において審査するものとし、採用し得ると判断された場合の入札書のみを落札決定の対象とする。入札者は、開札日の前日までの間において、日本年金機構から当該書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷ 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した入札は無効とする。
⑸ 契約書作成の要否 要
⑹ 落札者の決定方法 本公告に示した役務を実施できると日本年金機構が判断した資料及び入札書を提出した入札者であって、日本年金機構の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑺ 手続きにおける交渉の有無 無
⑻ 詳細は入札説明書による。

5 Summary
⑴ Deputy of President : Naohisa Miyazaki, Procurement Department, Japan Pension Service
⑵ Classification of the services to be procured : 6, 71, 27
⑶ Nature and quantity of the services to be required : Printing, sorting and pre-mailing business for the special reminders (to be sent in FY2015) approx. 4,670,000 pieces
⑷ Performance period : From date of contract through 31 March, 2016
⑸ Delivery place : Places designated by Japan Pension Service
⑹ Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;
① It must be a person who doesn't correspond to the person and the bankrupt who doesn't have the ability that the corresponding contract concludes by not obtaining rehabilitation.
② It is a person who disturbed the execution of the duty as the person and the staff who disturbed the fulfillment of the person and the highest bidder who disturbed the execution of a person who did the act of injustice for the compact prosecution and a fair competition of the contract, and it is ill-founded and it person who doesn't correspond to the person who doesn't perform a contract.
③ Have the Grade A, Grade B or Grade C in "Service", "Manufacturing", in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Area in fiscal years 2013, 2014, 2015
④ Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly
⑤ Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty
⑥ Prove to have no false statement in tendering documents
⑦ Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑧ Meet the qualification requirements which Official in charge of disbursement of the procuring entity may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
⑺ Time-limit for Tender : 11 : 00 AM, 2 April, 2015
⑻ Contact point for the notice : Yuzuru Tokunaga, Procurement Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成 27 年２月５日
支出負担行為担当官
国税庁長官官房会計課長 牧田 宗孝
◎調達機関番号 015 ◎所在地番号 13
1 掲載日
平成27年１月19日（号外政府調達第10号）
2 訂正内容
14ページ３段目「入札公告」第４号の３⑶「平成27年２月６日14時30分 中央合同庁舎第四号館120会議室」を「平成27年２月19日10時00分 中央合同庁舎第四号館326会議室」に、３⑷「平成27年３月９日17時30分」を「平成27年３月18日17時30分」に、３⑸「平成27年３月20日17時30分」を「平成27年３月26日17時30分」に、３⑹「平成27年３月25日17時00分」を「平成27年３月30日14時00分」に、５「第１号に同じ」を「第10号に同じ」に、６⑺「17：30 20 March 2015」を「17：30 26 March 2015」に訂正する。